

「 I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：兵庫医療大学薬学部

改善報告書提出日：平成 29 年 3 月 27 日

評価実施年度：平成 27 年度

平成 29 年 5 月 26 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

■但し書きへの対応について

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8 成績評価・進級・学士課程修了認定、総合判定

(2) 指摘された『基準』の番号

【基準8-3】

(3) 指摘事項

【総合判定の結果の但し書き】

ただし、国家試験対策科目である「総合演習」(必修)の試験が不合格となった6年次留年生の次年度を継続履修として扱い、授業の大部分を薬剤師国家試験予備校の講習会に参加させることで代替していることは、指導責任を果していないことになり、不適切である。これらの是正に向けて、早急に適切な措置を講じて、対応状況に関する報告書を毎年提出することを要請する。

【改善すべき点】

17. 教務に関する規程では、留年者に関しては不合格の必修科目は再履修することになっているのにもかかわらず、6年次留年生は大学ではなく、薬剤師国家試験予備校の講習会への参加で代替えにしている点、さらに、薬剤師国家試験予備校の講習会への出席状況を秋季修了判定に加味している点は大きな問題であり、改善すべきである。

(4) 本評価時の状況

教務に関する規程では、不合格の必修科目は再履修することになっている。しかし実際は、研究研修・チーム医療研修の演習部分のみ不合格となった6年次留年生について、薬剤師国家試験予備校の講習会への参加で代替えするという状況であった。また、薬剤師国家試験予備校の講習会への出席状況を、秋季修了判定に加味している状況であった。

(5) 本評価後の改善状況

平成28年度からは、チーム医療研修／研究研修(10単位)の再履修を教務規程第20条(留年者の取り扱い)に厳密に則って行うようにした(根拠資料1:兵庫医療大学教務に関する規程)。平成28年度のガイダンスでは、卒業要件として「6年次科目(通年)の単位を取得すること。チーム医療研修／研究研修(10単位) しっかり研究に打ち込み、成果の発表と卒業論文を作成する。⇒シラバスに従って単位認定を受ける <注意>通年科目の単位が取れない場合は留年(通年)」と明示した(根拠資料2:平成28年度6年次ガイダンス配布資料抜粋)。今後も同様の方針で、「研究研修」／「チーム医療研修」の成績評価はシラバス通り研究活動についての評価に基づき行っており、6年次留年生が不合格科目の単位を

修得する場合は、本学にて開講される科目を再履修することになる（根拠資料 3：2016 年度研究研修チーム医療研修シラバス）。従って、今後、チーム医療研修／研究研修の再履修を薬剤師国家試験予備校の講習会への参加で代替えることはないよう、改善されたといえる。なお、平成 28 年度は 6 年次再履修者がいなかった（根拠資料 4：薬学部臨時教授会（平成 28 年 2 月 18 日）H27 卒業認定）。平成 28 年度も「チーム医療研修／研究研修」で単位不認定となったものはおらず、全員が卒業を認定された（根拠資料 5：研究研修チーム医療研修成績（2016）、根拠資料 6：薬学部臨時教授会（平成 29 年 2 月 16 日）H28 卒業認定）。従って平成 29 年度も 6 年次再履修者はいない。

なお、この改善報告書は平成 28 年度第 3 回薬学部自己点検委員会で検討し、平成 29 年 3 月 16 日の薬学部教授会で承認された（根拠資料 7_平成 28 年度第 3 回薬学部自己点検委員会議事録、根拠資料 8_【2017.03.16】薬学部教授会議事録）。

(6) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり。）

根拠資料 1：兵庫医療大学教務に関する規程

根拠資料 2：平成 28 年度 6 年次ガイダンス配布資料抜粋

根拠資料 3：2016 年度研究研修チーム医療研修シラバス

根拠資料 4：薬学部臨時教授会（平成 28 年 2 月 18 日）H27 卒業認定

根拠資料 5：研究研修チーム医療研修成績（2016）

根拠資料 6：薬学部臨時教授会（平成 29 年 2 月 16 日）H28 卒業認定

根拠資料 7_平成 28 年度第 3 回薬学部自己点検委員会議事録

根拠資料 8_【2017.03.16】薬学部教授会議事録

検討所見記入欄

卒業研究である「チーム医療研修／研究研修」に含まれていた総合演習を廃止し、卒業研究のみの成績評価とした（根拠資料 3_2016 年度研究研修チーム医療研修シラバス）。薬剤師国家試験対策として位置づけられていた総合演習の廃止によって、但し書に指摘された、本科目が不合格となり留年となった学生がその科目の再履修を薬剤師国家試験予備校の講習会への参加で代替えているという点は改善されたと判断される。今後、留年者は不合格となった必修科目を学内で開講される当該科目を再履修することが義務付けられる（根拠資料 1 兵庫医療大学教務に関する規程）。この点は、6 年次でのガイダンスでも周知されている（根拠資料 2：平成 28 年度 6 年次ガイダンス配布資料抜粋）。

この改善報告書は平成 28 年度第 3 回薬学部自己点検委員会で検討され、平成 29 年 3 月 16 日の薬学部教授会で承認されている（根拠資料 7_平成 28 年度第 3 回薬学部自己点検委員会議事録、根拠資料 8_【2017.03.16】薬学部教授会議事録）。したがって、本機構の但し書きでの指摘に対する改善がなされたものと判断できる。